

諮問日：令和元年7月26日（令和元年度（最情）諮問第23号）

答申日：令和元年12月20日（令和元年度（最情）答申第69号）

件名：裁判官に対する訴追請求事案について裁判官訴追委員会から受領した文書の不開示判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「裁判官に対する訴追請求事案について、裁判官訴追委員会から受領した文書（直近の事例に関するもの）」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、上記申出に係る文書の全部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和元年6月24日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

原判断において不開示とされた文書（以下「本件対象文書」という。）の全部が不開示情報に相当するか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件対象文書には氏名等が記載されており、これらの情報は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に規定する個人識別情報に相当する。
- 2 また、本件対象文書には、裁判官訴追委員会（以下「訴追委員会」という。）が具体的な訴追事案に関して審議、決定するために必要な資料収集の一環として行う調査に係る文書についての情報が記載されているが、かかる情報を含む

訴追委員会の議事は全て非公開とされ、例外は設けられていない（裁判官弾劾法10条3項）。

これを前提とすると、調査に係る文書についての情報を公にすると、収集の対象となった資料名及び非公開である訴追事案の審議方法の一端が明らかになり、その情報を知った者に無用な憶測を生じさせ、訴追委員会への不当な働き掛けがされるなど、訴追委員会における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることに加え、訴追委員会が行う審議の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本件対象文書は、全体として法5条5号及び6号に定める不開示情報に相当する。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和元年7月26日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年10月18日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年11月15日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 見分の結果、本件対象文書には、訴追委員会が具体的な訴追事案に関して審議及び決定をするために必要な資料収集の一環として行う調査に係る文書についての情報が記載されていることが認められる。このような記載内容に加え、訴追委員会の議事は非公開とされ（裁判官弾劾法10条3項）、その調査審議内容は秘匿性が高いことも踏まえて検討すれば、本件対象文書に記載された情報を開示すると、収集の対象となった資料名及び非公開である訴追事案の審議方法の一端が明らかになり、その情報を知った者に無用な憶測を生じさせ、訴追委員会への不当な働き掛けがされるなど、訴追委員会における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ及び訴追委員会が行う審議の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件対象文書は、全体として法5条5号及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、本件対象文書は全体として法5条5号及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、同条1号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人